

環境だより

令和4年2月
毎月第4日曜日発行

No.258

※※※ 新型コロナウイルス感染症対策の強化 ※※※

埼玉県では、オミクロン株による新型コロナウイルス感染者の増加が、まだまだ続いている、2月に入り感染者数が増加、2月14日に44,105人に達し昨年の1月8日に近い感染者数に達しました、その後、増加・減少を繰り返しています、環境サービスの業務が厚生労働省の定める社会機能維持者に該当するため感染者及び濃厚接触者の該当により、社会機能維持が滞らないよう対策・準備を進めています。

環境サービスは、お客様の快適で衛生的なくらしのお手伝いをさせて頂きます。

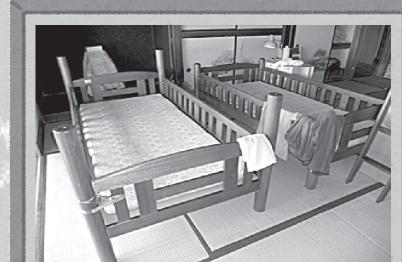
粗大ごみ処理!当社へご相談ください

粗大ごみ回収

環境サービスに
お任せください!!

イメージキャラクター
めぐるん

春はご就職やご入学など引越し、移動のシーズン。
テーブル、タンス、ふとん、カーペット、自転車、ベット、大きく重い粗大ごみ等の処理にお困りの方、ご相談ください。



*当社の粗大ごみ収集許可町村は、小川町、ときがわ町、滑川町、東秩父村となります。嵐山町、寄居町の方はお住まいの町の許可業者様へご相談をお願い致します。

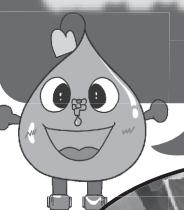
私達は「生活の困った」に直結する仕事をしております。お困りの際は是非ご用命下さい。

各種工事修理 各種清掃 害虫駆除 水漏れ修理 排水管清掃 側溝清掃 一般廃棄物収集 産業廃棄物収集 店舗飲食店事業ごみ収集 粗大ごみ収集



アレップグループ
株式会社 環境サービス

排水管内の汚れを高圧洗浄で吹き飛ばして
スッキリさせませんか?



<建物内外セット>

- 台所シンク排水
- 浴室洗い場排水
- 洗濯機排水
- 洗面排水（薬剤洗浄）
- 外まわり排水（約30mまで）

1軒あたり27,500円(税込)

※外回りのみ排水管清掃の場合は 22,000円(税込)



浄化槽をご使用されている場合の義務について

浄化槽をご使用される場合、以下の3点の実施が義務付けられています。

浄化槽の機能を十分に發揮させる為にも正しい管理をしましょう。

●清掃

定期的なバキューム車での汚泥引抜、機器洗浄

●点検

定期的な機器等の点検・調整

●法定検査

指定検査機関での年1回の機能診断

ご不明な点などがございましたら、当社へお気軽にお問い合わせ下さい。当社の担当者から折り返し説明致します。



皆様の浄化槽は、年に1回以上清掃していますか？（全ばっ気型浄化槽は、半年に1回以上。）

浄化槽清掃は、実績のある当社にお任せ下さい。

から
工事修理係

当社は、給排水設備の漏水修繕・器具取替等を行っております。お客様からのご要望に応えられるように日々努力を致しますので、よろしくお願ひ致します。

浄化槽清掃 浄化槽維持管理 浄化槽修理 一般汲取

産業廃棄物収集 店舗飲食店事業ごみ収集 粗大ごみ収集

電話番号のかけ間違いにご注意ください。

TEL 0493-74-0231

ホームページアドレス <http://www.alep.co.jp>

比企郡小川町大字角山1045番地

年中無休